広告掲載の条件

- 1. 広告掲載できる内容
- ① 市が有する資産(印刷物、ホームページ、ケーブルテレビ等)に掲載、放送又は掲出(以下「広告掲載」という。)できる広告は、次のいずれにも該当しないものとします。
 - (1) 法令等に違反し、又は抵触するおそれのある広告
 - (2) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれのある広告
 - (3) 宗教的又は政治的色彩を有する広告
 - (4) 公職の候補者(当該候補者になろうとする者及び公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第3条に規定する公職にある者も含む。)を推薦し、支持し、又はこれに反対する 広告
 - (5) 社会的非難を受けるおそれのある広告
 - (6) 個人又は法人の名刺広告
 - (7) 美観風致を害するおそれのある広告
 - (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのある広告
 - (9) 市が推奨しているかのような誤解を招くおそれのある広告
 - 10 その他広告掲載として適当でないと市長が認める広告
- ② 業種別の基準については、日田市有料広告掲載基準を参照してください。
- 2. 広告を掲載できる場所や規格等については、別途、市が定めた要領等によるものとさせていただきます。
- 3. 募集期間内に、同一広告媒体に対し応募できる件数は1件とします。ただし、募集期間 を過ぎても募集件数に満たない場合には、この限りではありません。

また、広告主の決定は、次の順位により決定します。ただし、同順位の広告申込者の中では、掲載希望月数の多い方を優先します。

- (1) 国、地方公共団体、公社又は公益法人
- (2) 市内に事業所等を有する法人で、公益性を有すると認められるもの又はこれに 類するもの
- (3) (1)、(2)を除く、市内に事業所等を有するもの
- (4) (1)を除く、市外に事業所等を有するもの

なお、(1)から(4)に規定する広告申込者が、同じ月数を希望する場合は、抽選により決定します。

4. 決定を受けた広告主は、日田市有料広告掲載承諾書(以下「承諾書」という。)を提出してください。また、広告掲載の料金と広告原稿等を、承諾書に記載している期限までに納付及び提出してください。ただし、広告原稿、広告物の作成費及び施設等への取付け・撤去費用等広告の掲載に係る経費は一切、広告主の負担とします。また、破損等の修復に係る経費は、市の責務による場合を除き、広告主の負担とします。

- 5. 広告主は、広告掲載の内容等に関する一切の責任を負担するものとします。また、広告物が屋外広告物に該当する場合は、事前に市の許可が必要となります。
- 6. 広告掲載の決定を行った後、広告物の内容やデザイン等が各種法令、日田市有料広告 掲載基準に抵触又は抵触するおそれがあるときには、広告物の内容等の変更を求める場 合があります。
- 7. 次のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取り消す場合があります。
 - (1) 指定期限までに承諾書の提出がないとき。
 - (2) 入稿期限までに広告原稿等の提出がないとき。
 - (3) 納入期限までに広告掲載の料金の納付がないとき。
 - (4) 広告の内容が、「日田市有料広告掲載基準」第6条から第11条までの規定に抵触し、又は抵触するおそれがある場合であって、広告主に対し広告内容の変更を求めても別に定める期間内に解消しないとき。
 - (5) その他広告掲載が適切でないと市長が判断したとき。
- 8. 次のいずれかに該当するときは、広告物の撤去、削除、塗りつぶし等を行う場合があります。
 - (1) 広告主が、広告掲載期間終了後においても広告物を撤去せず、又は削除しないとき。
 - (2) (1)の規定により広告掲載の取消しを受けた広告主が、広告物を撤去せず、又は削除しないとき。
 - (3) 広告主が倒産、解散等により消滅したとき。

広告物の撤去、削除、塗りつぶし等に要する費用は、広告主の負担とします。ただし、 (3)に該当する場合は、この限りではありません。

- 9.自己の都合により広告掲載を取り下げるときは、日田市有料広告掲載取下届出書により、申出が必要となります。
- 10. 納付していただいた広告掲載の料金は、還付しません。ただし、広告主の責任ではない 理由により広告掲載を取り消した場合を除きます。